

(写)

平成25年8月5日

秋田市長 穂積 志 様

秋田市公立大学法人評価委員会

委員長 野田 敏 明

意 見 書

平成25年7月25日付け企第123号により諮問があった公立大学法人秋田公立美術大学の中期計画について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第3項の規定に基づく秋田市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第26条第1項に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学が定める中期計画については、原案のとおり認可することが適当である。

なお、今後作成される年度計画において、さらに数値目標の記載に努めるべきであることを申し添える。